

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第 20 報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

本県では、8月4日（水）から8月31日（火）までを「デルタ株特別警戒期間」と定め、県民・事業者の皆様に感染防止策の徹底をお願いしているところですが、首都圏を中心に、全国各地で爆発的な感染拡大が続く中、本県においても、デルタ株への置き換わりが急速に進むなど、第4波以上のスピードで感染拡大が続いていることから、本県の感染状況はステージⅢへ移行していると判断しました。

これから、長期休暇やお盆を迎える時期となり、人の移動や交流が増加し、さらなる感染拡大が懸念されることから、本日、ステージⅢへの移行に対応した「デルタ株特別警戒期間」の改定版を発出し、県民・事業者の皆様に別添のとおり協力を要請しました。

つきましては、職員、利用者及びその家族等に周知いただきますとともに、引き続き感染防止策の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

○事業者の皆様へ

- ・発熱や風邪症状などの症状がみられる従業員の出勤を停止すること
- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・夏を乗り切る！5つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」の遵守と周知
- ・ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること

【添付書類】

別添：岡山県デルタ株特別警戒期間（8月5日改定版）